

前回までの主なご意見

1. (1)受発注者双方による適正な工期設定の推進①

- 週休2日実現行動計画には、この受発注者双方の責務の明確化が、実行性を持つためには必須。
- 不当に短い工期設定を防ぐための方策について、例えば、工事期間というものは、週休2日やアンノンファクター、いわゆる天候不順といった競争と無関係な日数を考慮した日数を工事期間と言うと、どこかに定義を置くというのも、1つのアイデアとしてはあり得るかもしれませんが。今は、週休2日や天候不順、アンノンファクターなどは、競争しても、減りも増えもしない。そういったものを工期の中に入れてはいけないのかなとも思います。
- 受発注者双方の責務の明確化について、民間の場合どうするか。業法の範囲外になる可能性が高いんですけども、その辺をどう工夫できるのかなと。例えば原則として責務を明確化しておいて、当然、例外というのはあるわけで、民間でもどうしてもいつまでにやらなければならないというの、ないわけではないので、どこをどう区分けして、どういうルール化にするのか。
- 工期ダンピングだということを知りながら発注するのは、当然いけないことだと思うんですけども、大前提として、ゼネコンさんからどういう前提でこういう工期を設定しているのか。そういったことをきちんと説明していただくことが必要なのかなと考えております。
- 公共工事の品確法があり、民間工事については、そういった法律がない中で、いろいろガイドラインなりを定められながら、民間の皆さんにも建設業の状況などを理解してもらいながら、適正な工期を確保する等々の動きをされているんですが、ぜひそういった動きについては前に進めていただければありがたい。
- 契約変更に伴ってどういうしわ寄せが行っているのかとか、それがちゃんと評価されて、工期の延長につながっているのかどうかをフォローアップしていただきたい。
- 民間工事も含めてですけども、取り締まるべきものはきちんと取り締まっていかなければいけないと思うんです。
- 法令であっても、約款であっても、いわゆる実効性の担保やチェックというものをどうするかという議論というか、そういったものの視点がすごく大事。

1. (1)受発注者双方による適正な工期設定の推進②

- 設計変更なり、仕様の変更、あと、工事の遅れ等があって、発注者側の理由によって生じるものも、コストは全部受注者側がかぶっているという実態がある。そういうことをそのまま放置しておいて、例えば働き方改革と言っても、なかなか進まない。
- 現行の民間約款の考え方でいくと、客観的な請求権、形成権、要するに適正だと認められる状況になったら、それは客観的に請求権があるんだという前提なんですね。その前提は、客観的な正当な状況、つまり工事完了が困難な状況が立証できれば、自動的に請求権が立つんだという考え方なんですね。そのためには、適正な工期とは何ぞやがないと、やはりつながらない。適正工期をどこかで定義すれば、諸々の事項がルール化できる可能性がある。そういうことからすると、適正な工期の定義を法令でして、あとの具体的な方法論は約款でというのも、1つの方法としてはあり得るとは思います。
- 適正な工期は何ぞやというところが、まさにポイントだと私も思います。そのところがはっきりしないと、法律にも書きにくいでしょうし、そのところがはっきりしてくれば、それぞれ何を適正な工期として証明すればいいのかというところもはっきりしてくると思います。
- 人員を大量に投入すれば当然工期は短くて済むと。一方で、人員を大量に投入すれば、実はその人員の生産性改善を待たずにその現場の生産効率が落ちるということをよく聞きます。やはり適正な工期ということをディスカッションする際に、どうしても適正な価格とは一体何ぞやみたいな話が出てこざるを得ない。
- 働き方改革という視点だけで、この適正工期ということで建設プライスが上がっていってしまうということになっていったときに、果たしてそれが社会的に受け入れられるプライスになってくるのかどうかというところが1つ気になる。
- 土木と建築の直轄発注をベースに、実態を世の中に発信するということをお願いする。

1. (1)受発注者双方による適正な工期設定の推進③

- 価格のダンピング、もう一つは工期のダンピングを何らかの形でペナルティーの前にディスクローズすることが抑止力みたいなものにつながるのであれば、考えていただいてもいいのではないかと。
- 民間発注者にとって単に工程の細目を明らかにしていただいただけでは、その工程において違法な長時間労働が前提とされているかどうかを見抜くことは全く容易ではない。ですので、この工期の見積もりに際しては、違法な長時間労働を含んでいないことを建設業者がきちんと責任を持って説明や表明すべきことなどもあわせて規定していただきたいと思えます。注文者による不当に短い工期設定の禁止規定は、こうした対応がなされることを前提とすべき。
- 働き方改革は生産性向上の努力と表裏一体で進めていただく必要がある。
- 不当に短い工期設定の禁止規定を導入する場合はもちろんですが、工期に関する基準を作成するのであれば、生産性向上の努力を妨げるような副作用がもたらされないよう、規定の仕方や基準の作り方をよくよく工夫していただく必要がある。
- 工期以外の、例えば適切な設計変更をちゃんとお互いに受け入れるとか、協議するとか、していただくという観点も確認していただきたい。
- 例えば配置される人員みたいなところは受注者しかわかり得ないので、こういったコントロールの及ぶものと及ばないものとの関係で、それぞれどんな責務を負うのか、それがペナルティーという関係でどうなるのか。
- 人命にかかわる災害復旧みたいなものの扱いについては別途ご検討いただければというふうに思う。
- 適正な工期というものを受注者側ではもう今までのノウハウの中で多分あると思うのですけれども、それを対外的、注文者に見せるという行為は今までなかったと思えますので、そういう仕掛けというものもやはりつくっていかないと、適正な工期とは何ぞやということが実態としてはなかなかわかってこないんじゃないかというふうに思います。

1.(2)施工時期等の平準化の推進①

- 発注のタイミングによって、どれぐらいの公共工事で価格差が出るのかということは検証されたほうが良いと思います。
- 4月から6月の間に仕事を出すと安くなるというような仕組みというんですか、仕事が少ないということだったり、屋外作業がしやすいということですから、経済原理を簡単に考えると、そこは安くなって当然だとも思いますので、そういうことを現実のほうにあらわすような仕掛けや仕組みというのが必要ではないかなと思います。
- 地方公共団体もそれぞれが独立して発注するというよりも、まとめてどこかで調整して、国全体として何をどこでどうやって発注しているのかというのをまとめて、それを調整するという仕組みというのがどこかであってもいいのかもしれない。
- 地方公共団体の方々の中にやっぱり発注実務に詳しい方があまりいらっしゃらない。どうもCM関係も、研究会などでも見ていると、どうもそういう感じがするものですから、そうだとすると、そもそも平準化といっても、その前提となる知識がないということが気になる。
- 平準化の取り組みを強化する方策について、今、国土交通省さんでも、各発注者の皆さんがどんな発注見通しを立てているかということについて、一覧性がある形で資料を出していただいています。まだ、それが全国的な展開になっていないと理解しておりますので、ぜひ早めに各発注者が載った、一覧性のある発注見通しを出していただければと思う。
- 単に発注見通し・発注の平準化だけで、ほんとうに平準化の取り組みがおしまいかというと、そうではなくて、やはり年度末も含めた施工時期の平準化が企業サイド、地域建設業の皆さんにとっても、そこが一番課題になるものですから、施工の平準化をいかに確保するかというところについての議論を進めていただければありがたい。

1.(2)施工時期等の平準化の推進②

- 現場作業、屋外作業を基本とする建設業においては、とにかく日の長いうちに仕事をするということは、それだけで生産性が上がるわけで、その意味においても、都道府県と市町村においては、あまりその辺が国に比べると対応がなされていない。これは、財政制度の問題ということもあろうかと思しますので、そういったアプローチで何とか実現していただきたいなと思います。
- 発注者としての責務、例えば低入札調査基準なり最低制限価格の設定など、やっていないところについては、公共団体名を公表するとか、より法律の徹底が進むような制度設計にしていきたい。

2. (1) 技能・経験にふさわしい処遇(給与)の実現

- 入職前にある程度教育訓練をした上で仕事を選ぶと、大分ミスマッチが減って、かつ入職前にいろいろな横のネットワークができる。一方で一般的には就職してからでないという訓練が受けられないというものがある。
- 基幹技能者というのは、主任技術者の上位の職長を教育するんだということでやっていたので、その検討をお願いしたい。
- キャリアアップシステムで、ID登録された人たちが建設技能者なんだということをどこかに位置づけられないか。
- 個人が事業主で働いている人が、建業法で言う施工体制の中で、ほんとうに請負として施工体制の中にぶら下がり出てくるべきなのかどうかという問題がある。
- 一人親方の法令上の位置づけも明確化できればと思っている。
- 技能労働者という概念と主任技術者という概念は、全く違う。技能労働者が管理能力をプラスで身につけたということで、主任技術者の要件を満たすという読み方になる。そうだとすると、技術者はやはり技能労働者と峻別するだけではなくて、リンクしている。法律上もリンクしている概念かもしれないので、ここをはっきりさせたほうがいいのかもしれない。
- 技術者は派遣で構わないですね。技能者は派遣禁止ですよ。それをどう扱うんだと。特に登録基幹技能者というのができて、だんだんと技術者的なほうへ行くんですね、しかも、主任技術者として認めるということになると、派遣禁止の条項をどう変えていくのかということをも整理しないといけない。
- 一定の技能者の配置をリクエストされる、注文者がリクエストするということになると、有能な技能者ばかりが現場にリクエストされるということも十分に考えられる。そうすると、経験の浅い技能者の育成の妨げに逆にならないか。そういう意味では、優良工事に従事したら自動的に技能者を表彰するとかというようなことの意識づけというようなことも必要なのではないか。

2.(2)社会保険加入対策の一層の強化①

- 許可業者の社会保険の厳密化に関して、許可業者でなければいいのかという問題ですよね。それで言うと、軽微な工事には要らないという問題はどうかというあたりの検討が必要なのではないか。
- 最終的には、実数を問わず、社会保険加入状況は100%であるべきだと思っております。もうそろそろ5年の助走期間、十分な助走期間を経てここまでまいりましたので、抜本的な対策を打つ時期に来ている。その機は熟したと考えております。
- 民間工事の対策をどういうふうにしていくかというのを考えていかないと、これ以上進まないのではないか。
- 発注者にどう理解していただくかを考えていかないといけない。建設業界の中だけで考えているとなかなか進まないのではないかと思います。
- 直轄の中で土木と建築で法定福利費がどう違うんだらうかを理解していただいて、その中で、民間工事でどういうふうに見ていけばいいのか。そうしないと実態はなかなかみえてこないということですね。
- 上位の会社と末端で書面契約がされているかどうかということになると、やはりほとんどないというのが実態。確かにこの誓約書等はいいいんですけれども、それが現場の中小零細事業者のところまでどういうふうに周知徹底されて、理解されて、実行されていくかということが一番問題であって、その実行性の担保が非常に大きい問題。
- 民間工事については、スーパーゼネコンさん、準大手さんは、支店、本店がある地区においては、保険料はほとんど払っていただいているようなんですけれども、同じ企業さんでも、地方に行くと、知らないとか、聞いていないと言って、払ってくれないというのが非常に多い。オールジャパンで社会保険の問題についてはやっていかないと、個々の企業単体ではなかなか難しいと思います。
- 社会保険の加入率がこれだけ上がった段階で、許可の要件に入れたい決断をここで下すのは、どうかと思います。

2.(2)社会保険加入対策の一層の強化②

- 今までの取り組みの延長でどこまで行けるのか。それと、それで残ってしまうのは一体どういう原因で、現場がどういうことになるのか。それに対して、新たな対策のこういうことが効果的なんだというところを確認して進めていただくのがよろしいのではないかと思います。
- 未加入業者を業許可から排除をしていくと、500万未満のところの流れっていくという部分、業者が増えていってしまう。この人たちを業許可を継続するための誘導策なり、一定の期間なりを設けて継続できるような支援策なり、そういうものを考えられないか。

3.(1)限られた人材の効率的な活用の促進

- 地域建設企業が問題意識をもっている技術者も担い手をいかに確保していくかが課題になっており、長時間労働も技能者というよりは、技術者の皆さんの問題のところも深刻な状況もある。技術者も含めた建設業に従事する者の担い手確保、育成といった問題について議論する際に、技術者の育成等々についての視点も入れて頂きたい。

3.(2)仕事の効率化や手戻りの防止①

- 今まで企画があって、基本設計、実施設計、それから施工者が決まって、施工計画、そこからまた施工のための設計があったが、それをどれだけ前倒しするかという問題があります。発注段階でどれだけ施工者側の技術情報を先に取り込むか。それによって、設計の各確定度を上げて、手戻りをなくすか。
- 例えば工事開始後にリスクが発生すると、その間中断するが、その中断期間というのは工期に入れないというアイデアはどうか。全てのものを含んだ工期を考えると、いろいろなアクシデントに対して対応できなくなる可能性がある。
- 改修工事は、解体してみないと工事の範囲が決まらない一方で、請負契約は解体と本体工事と両方セットのケースが多い。そうすると、解体前の請負契約の締結時に工事範囲がある程度決まってしまうが、実は解体して、ここまでさわらないといけないという問題が増えてきている。改修工事も詳しく調べていただきたい。
- フロントローディングを公共工事でやろうとすると、現状で言うと談合のような問題になってしまう。そのあたりの検討課題を整理して、早急に検討を進める必要がある。
- 民間工事における発注者とのリスク分担に関する問題は、長らく我々の業界の課題としてあったものでございますけれども、受発注者間における契約条件の協議の場において、民間工事指針が用いられる場面は非常に少なく、民間工事における受発注者間の適正な契約条件確保・形成に役立っていない。

3.(2)仕事の効率化や手戻りの防止②

- 民間工事の発注者は個人や一般事業会社が大半のいわば素人、アマであり、何が手戻りや工期、コストのアップにつながるのか、建設業者ほど十分にはわかっていない。したがってプロである受注者からアマである発注者に対して、そのレベルに応じて十分な説明を行い、プロ、アマ間の情報の非対称性をできるだけ小さくしておく必要がある。また、関係者間で協議を行った結果については、リスクが顕在化した場合の原因、すなわち発注者側か施工者側か、不可抗力によるかに応じて工期の延伸やコストの増加を誰が負担するのか、その時点で協議を行うことが定められているだけで、あらかじめはっきりとは決まっていない部分はどこなのかなど明確化することが望ましい。民間工事指針や適正工期ガイドラインを一步進めて請負契約の締結に先立ち、説明や協議のプロセスをどのように経るのが望ましいかを具体的に指針、ガイドライン等のソフトな形で定め、これを実行すれば現場に必要以上の負担をかけることなく、後日の手戻りやトラブル回避に役立つ。
- 発注者、受注者間の調整をガイドラインなり、あるいは指針なりに沿いながら進むよう、できるだけ詳しく書いていただきたい。
- ECIが、制度的にも自治体がやりやすいような形の制度を提供していく必要があるのではないか。
- ECIは設計と施工がどこまでかぶさって一緒にやるかというだけの話なんですね。そのルール(業務の分担範囲)を誰が決めるかというと、本来、発注者が決めるのですけれども、地方公共団体においては、その力がない。そうすると、本省なり国が制度としてのルールを決める必要があるのか。あるいは民間の工事団体と設計団体、発注者が一緒になってルールをつくるのか。

- 現場打ちよりも工場製品が高いということが出たとしても、将来を見据えて工場製品に切りかえるような仕掛けを考えていく必要があるのではないか。
- 工場の生産側は業法の対象外。そこで不具合が生じると、業法ではカバーできない。ここが結構大きな問題点なので、例えば現場に搬入するようなものに関しては、建設業法を適用する、建設業者とみなすというみなし規定を入れるということも考える余地はあるかもしれない。
- 工場製品というものとプレキャストというものを区別して考えなければいけない。請負契約に含まれ、施工者が制作に関与するプレキャスト製品、いわゆる規格品と、売買契約によりメーカーが制作した既製品の区分が難しく、キーワードとしては性能規定というものと仕様規定というものを十分認識して、それらの責任所在を明確化したうえで、進めていく必要がある。
- 工場製品の活用が増加するということは、例えばですけれども売買が増える。売買が増えるということは業法の適用外が増えてくるということ。ということは、業法が空洞化していく。
- 工場製品が増えるということは、実は製品の品質に関してはブラックボックス化が進むということに留意していただきたい。要するに現場でつくっている分には、1つ1つ組み立てていくのでわかりやすいのですが、製品となってパッケージでできてしまうと、その生産プロセスがわからない。この生産プロセスをどう透明化するか。
- 工業製品が日本でつくられるというよりも、むしろ外国から入ってくる場合についても留意いただきたい。
- 建設業ではないから、その建設業法の指導だとか、そういったものの適用を受けないということについては問題があるから、それについては法的な指導等ができるやり方というのは考えるべきだと思うが、やはり一義的には責任は元請にあるというようなことをきちんと明確にしておく必要も一方である。

3.(4)重層下請構造の改善に向けた環境整備

- 無駄な分業化、それから、無駄な重層化をどうやって改善するかという問題がある。分業化が進み過ぎているので、稼働率が上がらないという、この産業の根本的な問題がある。
- 繁閑調整に一番役立つのは、社員として雇った方のやりとりだが、現状、これを実現するのがなかなか難しい。このところをどのように国土交通省なり、建設業界が考えるかということについては、少なくとも意思表示をしたほうがいいのではないかなと思っています。
- 会社が忙しいけれども職人さんが足りない。でも、B社は職人さんが余っていて仕事が来ないというときに、職人さんに応援を頼むのは、多分、今は派遣法の関係でできないような気がするんです。それがほんとうにいいのかどうか。
- 無駄な重層下請をなくすということが重要だが、2次、3次みたいな形で必ずしも縛ってしまうと、逆に働き方改革にも悪影響を及ぼすような非効率化をもたらすような状況もある。また、施工体制台帳だけでチェックすると、施工体制台帳と実際が乖離してしまうということも考えられてしまう。実態的に一番効率的な体制を目指すかを考え、施策も考えるべき。

4. (1) 災害時やインフラ老朽化等に的確に対応できる入札制度の構築①

- 市町村における技術者の減少は、極めて深刻な問題。地域の建設企業の災害対応能力が極めて危ない状態が、もう既に顕在化しているのではないかなという認識を持っている。地域建設業というのはどういう位置づけにあるべきなのか。また、地域の中に必要だということであるとすれば、そういった企業に対して、防災力維持の観点等々を考えたときに、どんな形で発注をしていくのか。そういった、技術者不足の観点・背景だけでなく、もう少し広い観点で、自治体の入札制度を検討していただきたい。
- 新たな入札契約制度をつくれる場合に、それを必ず後々検証するということを一言入れていただきたい。
- 例えば東日本大震災等では契約をするまでに二、三日、自衛隊が入るまでに建設業者は活躍がそこは一体どう契約なり、あるいは仕事量の検討なりをするべきなのか。
- 行政区のみならず地理的な区域の間でも協力関係をどう維持すべきかということも考えないといけない。
- 現場のお話を聞きますと、リクエストでよく出てくるのが、応急の復旧だけでなく、もう少し進んだ段階での復旧期に近いところでも行政ですぐにいろいろ柔軟に工事を発注して実施できるようにしてほしいという意見がすごく多い。
- 地域JVに関しては、どうしても透明性がどの程度確保されているのか、きちんと品質も含めて適正に行われているのかというのが見えにくいというところに1つ大きな問題がある。ちゃんと説明ができるような、そういったきちんとフォローアップも含めた制度づくりが必要。
- EUの枠組協定は非常ににおもしろいフレームで、地域の建設業者同士の実際に共同で働くような機会を増やすことによって、実は地域全体で大きなまとまりができてきていることによって、何か雇用も安定的に確保されるし、技術者もきちんと確保できるいいスパイラルにつながっていくと思います。

4. (1) 災害時やインフラ老朽化等に的確に対応できる入札制度の構築②

- 地方で単独企業で担い手を募集、育成するということは非常に難しくなっているため、幾つかの業種にまたがって複数の建設会社さんで担い手を募集して育成するという取り組みをやっているが、普段からそういう活動を支援しておくことによって非常時に機能する。
- 制度改善が必要なのは、実は災害査定までの段階で、ここが自治体にとってもコンサルタントにとってもかなりの負担。災害査定に至る段階も検討に加えていただきたい。
- 各地方整備局を中心に災害復旧に関する包括協定が結ばれている。応急復旧の部分は、包括協定との関連が深いので、この包括協定の運用と災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインとの連携についてご検討いただきたい。

4.(2)建設業許可制度の見直しによる地域建設業の持続性確保

- 一般と特定の許可の種類で財産的基礎も分けているわけで、経管責任者においても同じように特定と一般変えるという選択肢も含めて検討していただきたい。
- 基本的にはこの方向で検討していただければと思います。

- 民間の事業者、発注者にとって情報の非対称性を解消するためには、受注者からの丁寧な説明だけでは足りなくて、発注者側に技術的な支援を提供できるサービス環境をちゃんと整え、発注者に対して受注者と対等に議論できる環境整備していく必要がある。
- 技術職員が不足する小規模な民間発注者に対するサポートの強化は、国としてどういうサポートができるのかというような視点で少し考える必要がある。直ちに結論は全然出ないのですが、基本的には今後継続的に議論を深めていくべき課題。